# 新型コロナウイルス感染症

# 支援制度のお知らせ

# 令和2年5月【第2報】

この「支援制度のお知らせ【第2報】」は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急経済対策として4月1日に発行した「支援制度のお知らせ」に加えて、新たにお知らせする支援制度等をまとめたものです。

詳しくは、各支援制度担当課にお問い合わせください。

なお、今後も感染症の影響を注視しながら、新たな支援制度等について も検討を行って参ります。支援制度等の詳細が決まり次第、順次お知らせ いたします。

# **もくじ**

1	<b></b> 经这		生活面の	7 4 1年
П	 紅河	•	生活即以	ノマ佐

1	(1)	松合人	计会		セネ	+	4
И		*-1	VI THE	•	linin	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7

申 特別定額給付金申 子育て世帯への臨時特別給付金申 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金p. 2p. 2

#### (2) 税金や保険料等の猶予

■個人市県民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収猶予 p. 3
■介護保険料の徴収猶予 p. 3
■水道料金等の支払猶予 p. 3
■下水道受益者分担金の徴収猶予 p. 3
■奨学資金の償還猶予 p. 4

p. 4

#### 2. 国等において実施する支援

- ■持続化給付金
- ■農林漁業者への資金繰り支援(農林漁業セーフティネット資金)
- ■農林業経営サポート資金
- ■雇用調整助成金の特例措置
- ■小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援
- ■肥育牛経営等緊急支援特別対策事業
- ■肉用子牛流通円滑化等緊急対策
- ■野菜価格安定対策事業
- ■高収益作物次期作支援交付金



# 1. 経済・生活面の支援

## (1) 給付金・協力金

#### 特別定額給付金が給付されます



市民生活部市民課特別定額給付金推進班 ☎24-8366 (専用ダイヤル)

#### ●特別定額給付金とは

下記の「対象となる方」に、1人につき10万 円を給付するものです。

#### ●対象となる方は

基準日(令和2年4月27日)において、住民 基本台帳に記録されている方

#### ●受給権者は

住民基本台帳に記録されている方の属する世 帯の世帯主

#### ●申請方法と給付日は

◇郵送申請

申請書は令和2年5月18日から郵送を開始し ます。令和2年5月28日から随時給付します。

◇オンライン申請

令和2年5月1日から利用できます。令和2 年5月20日から給付を予定しています。

※マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方の申請となります。

#### ●申請期間は

令和2年8月20日まで

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

#### 子育て世帯への臨時特別給付金が 給付されます

#### ●子育て世帯への臨時特別給付金とは

下記の「対象となる方」に、対象児童(※)1人 につき1万円を給付するものです。

#### ●対象となる方は

令和2年4月分(年齢到達等により3月分の 給付を受けた方を含む)の児童手当の給付を受 けた受給者

※平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子 ども

市民生活部子育て支援課 **222-2360** 

#### ●申請方法と給付日は

申請は不要。6月10日に児童手当登録口座へ 振り込みを予定しています。

なお、公務員は令和2年6月1日から令和2 年9月末日(予定)まで申請が必要。7月以降 に随時給付します。

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

## 県からの休業等の要請や協力依頼に 応じて協力金が支給されます



商工観光部産業戦略課 **☎22-1220** 

#### ●拡大防止協力金とは

下記の「対象となる方」に、1事業者につき 30万円を支給するものです。

#### ●対象となる方は

県からの休業等の要請や協力依頼に応じて、 令和2年4月25日から5月6日までの間、店舗 等の休業による使用停止や営業時間の短縮に全 面的に協力をいただいた事業者(大企業を除く)

#### ●申請期間は

令和2年5月13日から8月31日まで

#### ●申請方法と支給日は

原則、「郵送申請」または、「オンライン申請」 令和2年5月20日から支給を予定しています。

※申請書は栗原市Webサイト、市産業戦略課、各総合支所ま たは各商工会窓口で配布

#### ●申請に必要なもの

- ◇申請書兼請求書
- ◇営業実態が確認できる書類(確定申告書、帳 簿、営業許可書等)の写し
- ◇協力要請期間における休業が確認できる書類 (帳簿、休業期間又は営業時間短縮を告知す るチラシ・ポスター等) の写し
- ◇誓約書
- ◇本人確認書類
- ◇振込先□座と□座名義がわかる通帳等の写し
- ◇提出書類チェックリスト

#### ●課税上の取扱い 課税

- ◇個人事業主 「雑収入」として事業所得の収 入に含まれます。そのため、令和2年分の確 定申告に含めて申告する必要があります。
- <> 法 人 「営業外収益」または「特別利 益」に含まれます。

## (2) 税金や保険料等の猶予

## 市県民税、固定資産税、国民健康 保険税を徴収猶予します



総務部税務課 ☎22-1121 各総合支所市民サービス課

#### ●市県民税、固定資産税、国民健康保険税 の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の市税の徴収を一定 期間猶予するものです。

#### ●対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、収入 が減少したことにより、定められた期限内に市 税を納付することができないことが申請により 認められた方

#### ●申請期間は

令和3年1月31日まで

#### ●猶予される期間は

申請された日から原則1年以内

#### ●申請に必要なもの

申請書、印鑑、減収を証明する書類 収入が著しく減少したこと、若しくは減少する ことが見込まれることが分かる資料(帳簿など)

#### 介護保険料を徴収猶予します

#### ●介護保険料の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の保険料徴収を一定 期間猶予するものです。

#### ●対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、収入 が減少したことにより、定められた期限内に保 険料を納付することができないことが申請によ り認められた第1号(65歳以上)被保険者

市民生活部介護福祉課 ☎22-1350 各総合支所市民サービス課

#### ●申請期間は

令和3年3月1日まで

#### ●猶予される期間は

納期の到来する保険料の全額を対象として6 か月以内で徴収を猶予

#### ●申請に必要なもの

申請書、印鑑、減収を証明する書類 収入が著しく減少したこと、若しくは減少する ことが見込まれることが分かる資料(帳簿など)

## 水道料金・下水道等使用料を 支払猶予します

#### ●水道料金・下水道等使用料の支払猶予とは

下記の「対象となる方」の4月~6月請求分 の使用料の支払いを猶予するものです。

#### ●対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、生活 福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合 支援金の特例貸付を受けた方

上下水道部経営課 ☎42-1130 各総合支所市民サービス課

#### ●申請期間は

各月納入期限日まで

#### ●猶予される期間は

各月納入期限翌月の月末まで

#### ●申請に必要なもの

申請書、印鑑、貸付決定等がわかる資料

## 下水道受益者分担金を 徴収猶予します

#### ●下水道受益者分担金の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の6月請求の下水道 受益者分担金を猶予するものです。(ただし、分 割納付者に限る。)

#### ●対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、生活 福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合 支援金の特例貸付を受けた方



上下水道部経営課 ☎42-1130 各総合支所市民サービス課

#### ●申請期間は

令和2年6月30日まで

#### ●猶予される期間は

令和2年7月末まで

#### ●申請に必要なもの

申請書、印鑑、貸付決定等がわかる資料

#### 奨学資金償還金の償還期間を 猶予します

#### 教育部教育総務課 **242-3511**

#### ●奨学資金償還金の償還猶予とは

下記の「対象となる方」の奨学資金の償還を -定期間猶予するものです。

#### ●対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、収入 が減少したことにより、奨学資金を償還するこ とができないことが申請により認められた方

#### ●申請期間は

令和3年3月31日まで

#### ●猶予される期間は

各月納入期限から1年以内

#### ●申請に必要なもの

申請書、印鑑、減収を証明する書類 収入が著しく減少したこと、若しくは減少する ことが見込まれることが分かる資料(帳簿など)

# 国等において実施する支援

#### 持続化給付金 【経済産業省(中小企業庁)】 中小企業やフリーランスを含む個人事業主を対象に事業収入が前 ■申 請 先 持続化給付金ホームページ 年同月から半減した場合、最大200万円を支給 ■問合せ先 持続化給付金事業コールセンター (法人 200万円、個人事業主 100万円) 電話:0120-115-570 農林漁業者への資金繰り支援(農林漁業セーフティネット資金) 【農林水産省】 経営再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等による貸付 ■申 請 先 公庫・農協・銀行 ■問合せ先 ㈱日本政策金融公庫各支店 ㈱日本政策金融公庫本店コールセンター 電話:0120-154-505 農林業経営サポート資金 宮城県 農林業経営の維持・安定に向けた短期運転資金の貸付 ■申 請 先 県内農協・県内七十七銀行 ■問合せ先 宮城県農政部農業振興課経営構造対策班 電話:022-211-2835 雇用調整助成金の特例措置 【厚生労働省】 業績が悪化した企業が、一時的に休業等を行って労働者の雇用の ■申請・問合せ先 築館公共職業安定所 維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成 電話:0228-22-2531 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援 【厚生労働省】 小学校等の臨時休業等に伴い保護者に有給休暇を取得させた企業 ■申 請 先 学校等休業助成金・支援金受付センター 等に対する助成 ■問合せ先 学校等休業助成金:支援金等相談 コールセンタ-電話:0120-60-3999 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 【農林水産省】 優良な肥育牛生産等の経営体質の強化への取組や出荷延期に伴う 農林水産省生産局畜産企画課 ■問合せ先 掛かり増し経費等に対する助成 電話:03-3502-0874 肉用子牛流通円滑化等緊急対策 【農林水産省】 農林水産省生産局食肉鶏卵課 計画出荷に関する掛かり増し経費に対する助成 ■問合せ先 電話:03-3502-5989 野菜価格安定対策事業 【農林水産省】 農林水産省生産局園芸作物課 市場での野菜価格下落の影響緩和策として補給金を交付 ■問合せ先 電話:03-3502-5961 高収益作物次期作支援交付金 【農林水産省】 農林水産省生産局園芸作物課 次期作に前向きに取り組む、野菜・花き・果樹・茶など高収益作物 ■問合せ先 の生産者等に対する助成 電話:03-6738-7423 農林水産省生産局地域対策官 電話:03-6744-2117

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■栗原市ホームページ URL https://www.kuriharacity.jp/